

市立児童クラブ夏期特別保育について

<必要書類>

①夏期特別保育用 入会申込書

②就労証明書（就労している保護者の分の枚数）又は家業従事申立書（自営・介護・療養等の方）

※65歳以下の祖父母の方と同居（同敷地内）していて、就労されている場合は追加分が必要となります。

③祖父母状況書（※生存している方の年齢と所在地を忘れずにご記入ください。）

④健康カード ※承諾後に配布いたします。利用日の前に提出をお願いします。（アレルギー等の把握のため）

⑤口座振替依頼書 ※承諾後に配布いたします。

（初めて児童クラブを利用する方…本人・兄弟含め一度も利用していない方）

※すでに児童クラブで口座登録している方で、口座変更を希望する方は申請書をお渡ししますので、お申し出ください。

※記載例を参考にしながらご記入ください。

※記入漏れのないように、最終確認をよろしくお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら、コスモス児童クラブ（TEL…0250-67-3172）

やすだ児童クラブ（TEL…0250-68-1104）までご連絡をお願いいたします。

①から③の用紙は、記入後早めの提出をお願いいたします。（6月26日（金）（締め切り））

提出が遅くなるとすぐに入会承諾できないことがあります。御理解をよろしくお願いいたします。

阿賀野市では、昼間、保護者（父母・祖父母等）が就労等で不在となるご家庭の児童を対象に、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図ると共に保護者の子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童クラブを開設しています。

児童クラブについて

(1)入会対象児童

次の項目に該当する児童が対象となります。

- ① 阿賀野市に住所を有する小学生で、昼間保護者が不在となる家庭の児童（1～6年生）

☆保護者とは…児童と同居する65歳未満の人すべて。

☆「不在となる」とは…就労等（入院・通院・家族の介護・就労面接・資格取得の為の通学等も可）による。

☆趣味や旅行、買い物、休息といった理由では利用できません。

- ② 児童クラブにおいて適切な保育指導が可能な児童であること。

(2)指導内容

- ◇ みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣などの指導
- ◇ 遊びなど自由時間の安全指導等

※ 児童クラブは学校や塾とは違いますので、特別な技術を教えたり学習指導はいたしません。

(3)開設場所

- ◇ コスモス児童クラブ 姥ヶ橋1104(京ヶ瀬地区) ・やすだ児童クラブ 保田 4807-1 (安田地区)

(4)開設時間

■基本開設時間

- ◇ 月曜日から金曜日 授業終了時から午後6時まで
- ◇ 土曜日・長期休業(春休み・夏休み・冬休み)・学校の休業日(創立記念日・代休日)
:午前8時から午後6時まで

■延長開設時間

- ◇ 全開設日:午後6時から午後7時まで
- ◇ 土曜日・長期休業(春休み・夏休み・冬休み)・学校の休業日(創立記念日・代休日)
:午前7時30分から8時まで

(5)閉設日

- ◇ 日曜日
- ◇ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ◇ お盆(8月13日～8月16日) ◇ 年末年始(12月29日～1月3日)

(6)入会基準の審査

「入会申込書」記載事項により入会基準の審査をします。

必要に応じて追加資料の提出をしていただく場合や、自宅や勤務先等へ確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

入会承認

入会を承認するには、「入会承認通知書」を送付いたします。

夏期特別保育・・・夏休み前の給食最終日の翌日から夏休み最終日の期間を利用する場合

※6月末までに夏季特別保育の申し込み書の提出をお願いします。

(入会申込書と就労証明書等が必要となりますので、6月に入りましたら、児童クラブまで連絡をお願いいたします。)

(7)その他 ※食品アレルギーのお子さんは、ご家庭からおやつ持参をお願いしています。

ご理解とご協力をお願いいたします。(その場合は、利用料からおやつ代を差し引きます。)

負担金

○保護者負担金 850円×利用日数(上限 17,000 円) (学校がある日は1日350円)
延長利用 100円/30分

※今年度初めて利用する方は、別途保険料800円が必要です。

※次の月の月末に口座振替で利用料が引き落とします。(7月分は8月末、8月分は9月末)

☆開設前までに欠席連絡がない場合や「休会届」の提出がない場合は、負担金を徴収させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
※無断欠席をせず、必ず欠席連絡をお願いいたします。